# 茨城県立竜ヶ崎第二高等学校同窓会会則

# 第1章 総 則

- 第 1 条 本会は龍ヶ峯同窓会と称し、事務局を茨城県立竜ヶ崎第二高等学校内にお く。
- 第 2 条 本会は母校の事業を援助するとともに会員相互の親睦を図り、研修に努めて 社会に貢献することをもって目的とする。

### 第2章 会 員

- 第 3 条 本会の会員を分けて下記の三種とする。
  - 1、通常会員本校卒業生
  - 2、賛助会員本校現職員
  - 3、客員本校旧職員
- 第 4 条 通常会員は卒業時に入会金として金六千円を納めるものとする。
- 第 5 条 本会の目的を推進するために下記の事業を行う。
  - 1、総会(毎年一回)および臨時総会
  - 2、講演会·講習会等
  - 3、母校の事業に対する協賛
  - 4、その他本会の目的を推進するに必要な事項
- 第 6 条 本会は各地区により役員を選出する。

## 第3章 役 員

第7条 本会に下記の役員をおく。

会 長 1 名 幹 事 新卒業年度より

副 会 長 若干名 各クラスから2名(任期2年)

常任幹事 若干名 監 査 若干名

地区幹事 若干名 顧 問 校長・教頭・事務長

- 第8条 会長は幹事会において会員中より推薦し、総会の承認を得る。
  - 1、副会長は会長がこれを委嘱する
  - 2、常任幹事は幹事の中より互選する
  - 3、幹事は会員により選出する
  - 4、監査は会長が常任幹事会の承認を得て委嘱する
- 第 9 条 本会の役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 第10条 役員の任務。
  - 1、会長は本会を総理する
  - 2、副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときはこれに代わる
  - 3、顧問は会務の相談に応じる
  - 4、常任幹事は庶務・会計・その他を分掌する
  - 5、監査は会計監査を行う

#### 第4章 会 議

- 第11条 総会は会長が招集し、下記の事項を審議する。
  - 1、時事および予算・決算に関すること
  - 2、予算外支出に関すること
  - 3、役員の承認に関すること
  - 4、その他必要な事項
- 第12条 会長は必要に応じて臨時総会・幹事会・常任幹事会を開くことができる。
- 第13条 会長は毎年3月翌年度の収入・支出予算を調整し、常任幹事会の承認を経て 総会に提出する。

#### 第5章 会 計

- 第14条 予算外臨時支出を要する場合には常任幹事会の承認を経て支出する。
- 第15条 会長は毎年4月前年度の収入・支出決算書を調整し、常任幹事会の承認を経 て総会に提出する。
- 第16条 本会の会計年度は4月より翌年3月までとする。
- 第17条 本会に下記の帳簿を備える。
  - 1、本会記録 2、会計簿 3、備品等 4、その他必要な帳簿
- 付 則 昭和59年2月18日一部改正

平成 5年4月29日一部改正

平成 8年4月20日一部改正

平成11年4月17日一部改正

平成21年4月18日一部改正

平成24年4月28日一部改正

令和 4年7月13日一部改正